

官報

平成五年四月二十一日

○第百二十六回 参議院會議録第十二号

平成五年四月二十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十二号

平成五年四月二十一日

午前十時開議

第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今日の会議に付した案件

一、請願の件
以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

大脇雅子君、北村哲男君からいずれも海外旅行のため来る二十七日から十三日間、日下部博代子君から海外旅行のため来る二十三日から十八日間、國弘正雄君から海外旅行のため来る二十七日から十一日間、寺澤芳男君から海外旅行のため来る二十四日から十六日間、それぞれ請願の申し出る

平成五年四月二十一日 参議院會議録第十二号

がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長田辺哲夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田辺哲夫君登壇、拍手〕

○田辺哲夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、法の有効期限をそれぞれ五年延長するものであります。

委員会におきましては、今後の離職者の発生の見通し、離職者の再就職の促進、駐留軍関係従業員及び漁業従事者の労働条件の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて

御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長細谷昭雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔細谷昭雄君登壇、拍手〕

○細谷昭雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

難病、エイズ等を対象とする医薬品や医療用具は、医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ないことにより、十分にその研究開発が進んでいない現状にあります。また、医療をめぐ

る国民のニーズの多様化等に対応して、安全かつ良質な医薬品等を一日も早く医療の現場に提供することが必要とされております。

かかる現状にかんがみ、本法律案は、希少疾病用医薬品等の研究開発を促進するための措置を講ずるとともに、医薬品等の品質、有効性及び安全

性の確保のための措置を講じ、あわせて、これらの措置に関する業務を医薬品副作用被害救済・研究振興基金に行わせ、その名称についても医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に改めようとするものであります。

委員会におきましては、難病治療薬その他の希少疾病用医薬品等の研究開発の促進策、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の円滑な業務運営、国民医療の見地に立った医療・薬事行政の展開等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第三 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長高桑栄松君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高桑栄松君登壇、拍手〕

○高桑栄松君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成五年四月二十一日 参議院會議録第十二号

本法律案は、社会の高度情報化の進展等に対応し、民間における気象業務の健全な発達を図るため、気象庁以外の者が行う予報業務に關して、気象予報士制度を創設するとともに、気象庁長官が民間気象業務支援センターを指定し、気象庁が保有する気象情報の提供を行わせる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、気象庁及び民間気象会社等の現状を視察するとともに、参考人から意見を聴取いたしました。質疑におきましては、気象予報士制度創設の必要性、民間気象業務支援センターのあり方、情報提供に係る料金問題等各般にわたる問題が取り上げられましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもつて附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十一分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君
議員 山下 栄一君 荒木 清寛君
鈴木 栄治君 島袋 宗康君

西川 潔君	風間 純君	大浜 方栄君	椎名 素夫君	肥田美代子君	角田 義一君
横尾 和伸君	直嶋 正行君	松浦 功君	松尾 官平君	日下部代子君	吉田 達男君
下村 泰君	青島 幸男君	大木 浩君	宮澤 弘君	櫻井 規順君	西岡瑠璃子君
白浜 一良君	武田 節子君	前田 勲男君	井上 吉夫君	三上 隆雄君	堂本 曉子君
浜四津敏子君	江本 孟紀君	遠藤 要君	林田悠紀夫君	森 暢子君	三石 久江君
坪井 一字君	関根 則之君	沢田 一精君	佐々木 満君	野別 隆俊君	庄司 中君
木庭健太郎君	常松 克安君	伊江 朝雄君	井上 裕君	菅野 壽君	大洲 綱子君
片上 公人君	猪熊 重三君	大河原太一郎君	山本 富雄君	竹村 泰子君	千葉 景子君
長谷川 清君	大島 慶久君	清水嘉与子君	鹿熊 安正君	一井 淳治君	梶原 敬義君
星野 朋市君	中川 嘉美君	片山虎之助君	須藤良太郎君	稻村 稔夫君	久保田真田君
刘田 貞子君	牛嶋 正君	平野 貞夫君	南野知恵子君	志苦 裕君	小川 仁一君
統 訓弘君	足立 良平君	松谷蒼一郎君	藤江 弘一君	上野 雄文君	本岡 昭次君
寺崎 昭久君	柳川 覺治君	服部三男雄君	野岡 起君	鈴木 和美君	矢田部 理君
及川 順郎君	矢原 秀男君	橘崎 泰昌君	北澤 俊美君	山本 正和君	菅野 久光君
中西 珠子君	広中和歌子君	釘宮 馨君	河本 三郎君	大森 昭君	篠崎 年子君
猪木 寛至君	勝木 健司君	佐藤 静雄君	西田 吉安君	青木 新次君	田 英夫君
山岡 賢次君	竹山 裕君	清水 達雄君	井上 章平君	峰崎 直樹君	今井 澄君
鶴岡 洋君	大久保直彦君	真島 一男君	二木 秀夫君	川崎 幸子君	萩野 浩基君
和田 教美君	高桑 栄松君	陣内 幸雄君	野沢 太三君	西山登紀子君	三野 康雄君
黒柳 明君	井上 計君	松浦 孝治君	永田 良雄君	喜岡 淳君	井上 哲夫君
吉田 之久君	世耕 政隆君	永野 茂門君	成瀬 守重君	既 正敏君	堀 利和君
野末 陳平君	寺澤 芳男君	藤田 雄山君	斎藤 文夫君	高崎 裕子君	乾 晴美君
小池百合子君	志村 哲良君	大塚清次郎君	鈴木 貞敏君	前畑 幸子君	谷本 彌君
尾辻 秀久君	合馬 敬君	下稻葉耕吉君	久世 公義君	林 紀子君	池田 澄子君
細川 護熙君	武田邦太郎君	田辺 哲夫君	岡部 三郎君	國弘 正雄君	清水 澄子君
吉村剛太郎君	山崎 正昭君	上杉 光弘君	斎藤 十朗君	会田 長栄君	渡辺 四郎君
前島英三郎君	狩野 安君	田沢 智治君	鈴木 省吾君	笹野 貞子君	山口 哲夫君
泉 信也君	上野 公成君	坂垣 正君	下条進一郎君	紀平 佛子君	高井 和伸君
岡 利定君	加藤 紀文君	平井 卓志君	井上 孝君	磯村 修君	有働 正治君
河本 英典君	野村 五男君	坂野 重信君	紀平 正次君	橋本 敦君	佐藤 三吾君
田村 秀昭君	木暮 山人君	北 修二君	新間 正次君	松前 達郎君	穂山 篤君
鎌田 要人君	石渡 清元君	村上 正邦君	栗原 君子君	栗森 喬君	古川太三郎君
石川 弘君	香掛 哲男君	小林 正君	大脇 雅子君	吉岡 吉典君	市川 正一君
中曾根弘文君	石井 道子君	中尾 則幸君	上山 和人君	安永 英雄君	糸久八重子君
吉川 芳男君	守住 有信君	石原健太郎君	谷畑 孝君	久保 亘君	瀬谷 英行君
青木 幹雄君	小野 清子君	薬科 清治君	種田 誠君		
浦田 勝君	木宮 和彦君	村田 誠醇君			
石井 一二君	岡野 裕君	山田 健一君			

星川 保松君 中村 鋭一君
藤澤 弘君 立木 洋君
上田耕一郎君
國務大臣
厚生 大臣 丹羽 雄哉君
運輸 大臣 越智 伊平君
労働 大臣 村上 正邦君

議長の報告事項
去る十六日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員

辞任 補欠
岩崎 純三君 矢野 哲朗君
文教委員
辞任 補欠
萩野 浩基君 乾 晴美君
商工委員
辞任 補欠
堀 利和君 村田 誠醇君
運輸委員
辞任 補欠
村田 誠醇君 堀 利和君
通信委員
辞任 補欠
会田 長栄君 三重野栄子君
労働委員
辞任 補欠
矢野 哲朗君 岩崎 純三君
建設委員
辞任 補欠
三重野栄子君 会田 長栄君
乾 晴美君 萩野 浩基君
決算委員
辞任 補欠
西野 康雄君 坂 正敏君
同日委員会において選任した理事は次のとおりで

ある。

議院運営委員会

理事 高井 和伸君 (高井和伸君の補欠)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

視能訓練士法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律
案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律
案

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律

不動産登記法の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律

水産業協同組合法の一部を改正する法律

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、外務省北
米局長佐藤行雄君の第百二十六回国会政府委員を
免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出の
あった次の者を、第百二十六回国会政府委員に任
命することを承認した。

外務省北米局長事務代理 加藤 良三君
同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、外務省北
米局長事務代理加藤良三君(同日議長承認)を、第
百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受
領した。

一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

狩野 安君 岩崎 純三君

法務委員

辞任 補欠

大脇 雅子君 千葉 景子君

労働委員

辞任 補欠

岩崎 純三君 狩野 安君

千葉 景子君 大脇 雅子君

決算委員

辞任 補欠

坂 正敏君 西野 康雄君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

理事 坂 正敏君 (西野康雄君の補欠)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があったのでその政府委員としての資格を失った
旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

官職名 官職名

外務省北米局長事務代理 加藤 良三 (解 職) 平五・四・八

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省情報調査局
長鈴木勝也君の第百二十六回国会政府委員を免じ
た旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の
者を、第百二十六回国会政府委員に任命すること
を承認した。

外務省北米局長 佐藤 行雄君
外務省情報調査 局長事務代理 七尾 清彦君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省北米局長佐
藤行雄君外一名(同日議長承認)を、第百二十六回
国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

岩崎 純三君 狩野 安君

法務委員

辞任 補欠

千葉 景子君 大脇 雅子君

労働委員

辞任 補欠

狩野 安君 岩崎 純三君

大脇 雅子君 千葉 景子君

議院運営委員

辞任 補欠

三上 隆雄君 坂 正敏君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

橋本 敦君 吉川 春子君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを
厚生委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律案(閣法第三八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よっ
て議長は即日これを委員会に付託した。

国際的なコスパス・サット計画との地上部
分提供国としての提携に関する通告の書簡の締
結について承認を求めるの件(閣条第一号)

国際移住機関憲章の締結について承認を求める
の件(閣条第二号)

外務委員会に付託

農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法
第六〇号)

農林水産委員会に付託

土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関
する法律の一部を改正する法律案(閣法第一四
号)

建設委員会に付託

平成五年四月二十一日 参議院會議録第十二号

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案(閣法第六九号)

日本国憲法第八條の規定による議決案(閣議第一号)

内閣委員会に付託
皇太子徳仁親王の結婚を記念するための五万円
の貨幣の発行に関する法律案(閣法第七〇号)

大蔵委員会に付託

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融
公庫法の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員正敏君提出市ヶ谷台一号館保存運動に対する防衛庁の見解に関する質問に対する
答弁書

同日委員長から次の報告書が提出された。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の
締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案(閣法第二八号)審査報告
書

薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基
金法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)審
査報告書

気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第四
七号)審査報告書

同日内閣から議長宛、次の通知書を受領した。

平成五年四月二十日

官内庁長官 藤森 昭一

参議院議長 原 文兵衛殿

皇太子徳仁親王殿下の御結婚について

皇太子徳仁親王殿下と小和田雅子嬢との結婚式
における結婚の儀、朝見の儀及び宮中饗宴の儀
は、それぞれ次の日に行われますから、御通知
申し上げます。

議長報告事項 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案

四

結婚の儀 平成五年六月九日

朝見の儀 平成五年六月九日

宮中饗宴の儀 平成五年六月十五日、十六
日及び十七日

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した
旨の通知書を受領した。

社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融
公庫法の一部を改正する法律

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七條の規定に
基づく平成四年度漁業の動向に関する年次報告及
び平成五年度において沿岸漁業等について講じよ
うとする施策についての文書を受領した。

審査報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の
締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置
法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。
平成五年四月二十日
労働委員長 田辺 哲夫
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職
者の発生が今後においても引き続き予想される
状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置
法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関
する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延
長するものであり、妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行に要する経費として、平成五年度に
おいて、一般会計予算に約二十六億六百万円、
特別会計予算に約千九百万円が、それぞれ計上
されている。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の
締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置
法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三條により送付する。
平成五年四月六日
衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の
締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置
法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協
定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時
措置法の一部を改正する法律

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)
第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十
三年法律第五十八号)の一部を次のように
改正する。
附則第三項中「三十五年」を「四十年」に改め
る。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する
臨時措置法の一部改正)
第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関
する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)
の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和六十八年六月三十日」を
「平成十年六月三十日」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書
薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興
基金法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月二十日

厚生委員長 細谷 昭雄

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の国民の医薬品等に対する
需要の高度化及び多様化にかんがみ、保健衛生
の向上を図るため、希少疾病用医薬品等の試験
研究を促進するための措置を講ずるとともに、
医薬品製造業等に係る許可の要件として製造管
理及び品質管理の方法の基準を追加する等医薬
品等の品質、有効性及び安全性の確保のための
措置を講じ、あわせてこれらの措置に関連する
業務を医薬品副作用被害救済・研究振興基金に
行わせ、その名称についても医薬品副作用被害
救済・研究振興調査機構と改めようとするもの
であって、妥当なものとして認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
二、費用
平成五年度一般会計予算(厚生省所管)におい
て、医薬品副作用被害・研究振興基金事務費等
補助金として二億円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ず
べきである。
一 希少疾病用医薬品等の研究開発の促進に当
たっては、医薬品等製造業者間の共同研究を図
るとともに、国際協力の推進に努めること。
二 エイズに対する医薬品の研究開発を促進する
ため、さらに格段の諸施策の充実強化に努める
こと。

三 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の
新業務が適切に行われ、副作用被害救済事業等
従来の業務が今後とも円滑に運営されるよう、
体制の整備を図ること。

四 医薬品等の副作用被害の防止のための諸施策を推進すること。また、薬効の再評価の体制等について、さらに充実強化を図ること。

五 難病治療薬の開発を強力に進めるとともに、患者の負担にも配慮しつつ、難病対策の充実を図ること。

六 国民医療の発展の見地に立って、医療用医薬品の流通改善、薬価基準の適正化等、医薬品製造業者等の健全な育成を今後とも図ること。

薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成五年四月六日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛

薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案
薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律

（薬事法の一部改正）
第一条 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 監督（第六十九条―第七十七条）」を「第九章の二 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具の指定等（第七十七條の二―第七十七條の六）」に、「第七十七條の二」を「第七十七條の三」に改める。

第一条中「に關する事項を規制し、もつてこれらの品質、有効性及び安全性を確保する」を「の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要

性が高い医薬品及び医療用具の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図る」に改める。

第二条に次の一項を加える。

6 この法律で「希少疾病用医薬品」とは、第七十七條の二第一項の規定による指定を受けた医薬品を、「希少疾病用医療用具」とは、同項の規定による指定を受けた医療用具をいう。

第十四条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 厚生大臣は、第一項の承認の申請に係る医薬品又は医療用具が、希少疾病用医薬品、希少疾病用医療用具その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該医薬品又は医療用具についての第二項の規定による審査を、他の医薬品又は医療用具の審査に優先して行うことができる。

第十四条の二第一項第一号を次のように改める。

一 既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品として厚生大臣がその製造の承認の際指示したものの（以下「新医薬品」という。）次に掲げる期間（以下この条において「調査期間」という。）を経過した日から起算して三月以内の期間（次号において「申請期間」という。）イ 希少疾病用医薬品その他厚生省令で定める医薬品として厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聴いて指定するものについて、その製造の承認のあつた日後六年を超え十年を超えない範囲内において厚生大臣の指定する期間

ロ 既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品と効能又は効果のみが明らかに異なる医薬品（イに掲げる医薬品を除く。）その他厚生省令で定める医薬品として厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聴いて指定するものについて、その製造の承認のあつた日後六年を超え十年を超えない範囲内において厚生大臣の指定する期間

て厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聴いて指定するものについては、その製造の承認のあつた日後六年に満たない範囲内において厚生大臣の指定する期間

ハ イ又はロに掲げる医薬品以外の医薬品については、その製造の承認のあつた日後六年

第十四条の二第一項第二号中「六年」を「調査期間（次項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）」に、「前号に定める期間」を「申請期間（次項の規定による調査期間の延長が行われたときは、その延長後の期間）に基づいて定められる申請期間）」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、新医薬品の再審査を適正に行うため特に必要があると認めるときは、中央薬事審議会の意見を聴いて、調査期間を、その製造の承認のあつた日後十年を超えない範囲内において延長することができる。

第十九条の二第四項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十五條の二第一項第六号中「第七十七條の三第二項」を「第七十七條の四第二項」に改める。

第七十七條の三を第七十七條の四とし、第七十七條の二を第七十七條の三とする。

第九章の二 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具の指定等
（指定等）
第七十七條の二 厚生大臣は、次の各号のいずれにも該当する医薬品又は医療用具につき、これを製造又は輸入しようとする者（本邦に輸出されるものにつき、外国においてこれを製造する者を含む。）から申請があつたとき

は、当該申請に係る医薬品又は医療用具を希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具として指定することができる。

一 その用途に係る対象者の数が本邦において厚生省令で定める人数に達しないこと。
二 申請に係る医薬品又は医療用具につき、製造又は輸入の承認が与えられなかったならば、その用途に關し、特に優れた使用価値を有することとなる物であること。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するものとする。

（資金の確保）
第七十七條の二の二 国は、前条第一項各号のいずれにも該当する医薬品及び医療用具の試験研究を促進するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（税制上の措置）
第七十七條の二の三 国は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具の試験研究を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（試験研究等の中止の届出）
第七十七條の二の四 第七十七條の二第一項の規定による指定を受けた者は、当該指定に係る希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具の試験研究又は製造若しくは輸入を中止しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

（指定の取消し等）
第七十七條の二の五 厚生大臣は、前条の規定による届出があつたときは、第七十七條の二第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具が第七十七条の二第一項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 正当な理由なく希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具の試験研究又は製造若しくは輸入が行われなかつたとき。

四 指定を受けた者についてこの法律その他薬事に関する法令又はこれに基づく処分違反する行為があつたとき。

3 厚生大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

4 厚生大臣は、第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(省令への委任)

第七十七条の二の六 この章に定めるもののほか、希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第八十条の二第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第八十三条中「農林水産省令」との下に「第十四条第四項中「医療上」とあるのは「獣医療上」とを加える。

第八十四条中「五十万円」を「二百万円」に改める。

第八十五条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第八十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「もらした」を「漏らした」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第八十七条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第八十八条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二条 薬事法の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第十三条第二項」を「第十三条第二項第三号」に改める。

第十二条第三項中「三年」の下に「を下らない政令で定める期間」を加える。

第十三条第一項中「又は同項に規定する化粧品若しくは」を「化粧品又は」に改め、同条第二項中「第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 申請者が製造しようとする物が、政令で定める医薬品、医薬部外品又は化粧品である場合においては、その製造所における製造管理又は品質管理の方法が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

第十四条第一項中「日本薬局方に収められて」を「厚生大臣が基準を定めて指定する医薬品に改め、」医薬部外品の下に「(厚生大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く。）」を加え、同条第五項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定による審査においては、当該品目に係る申請内容及び前項に規定する資料に基づき、当該品目の品質、有効性及び安全性に関する調査(既に製造又は輸入の承認を与えられている品目との成分、分量、用法、用量、効能、効果等の同一性に関する調査を含む。)を行うものとする。

第十四条の三を第十四条の四とする。

第十四条の二第一項中「前条」を「第十四条に改め、同条第三項中「前条第二項各号」を「第十四条第二項各号」に改め、同条第五項中「前条」を「第十四条」に改め、同条を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構による調査の実施)

第十四条の二 厚生大臣は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(以下「機構」という。)

に、医薬品若しくは医薬部外品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。)

又は化粧品について前条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)

の規定による調査のうち政令で定めるものの全部又は一部を行わせることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。

この場合において、厚生大臣は、機構が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して前条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)

の規定による審査を行わなければならない。

3 厚生大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、

医薬品若しくは医薬部外品又は化粧品について前条第一項又は第六項の承認を受けようとする者は、機構が行う調査については、

同条第一項及び第六項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、機構に申請をしなければならない。

4 機構は、前項の申請に係る調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を厚生省令で定めるところにより厚生大臣に通知しなければならない。

第四項中「第五項まで」を「第六項まで及び第十四条の二に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項において準用する第十四条第六項の承認については、第十四条の二の規定を準用する。

第十九条の四並びに第二十條第二項及び第三項中「第十四条の二」を「第十四条の三」に、「第十四条の三」を「第十四条の四」に改める。

第二十條の次に次の一条を加える。

(一)以上の製造所にわたる製造の特例

第二十條の二 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の工程が二以上の製造所にわたる場合については、政令で、この節の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第二十二條第三項中「三年」の下に「を下らない政令で定める期間を加える。

第四十三條第三項中「昭和三十七年法律第六十号」を削る。

第五十四條を次のように改める。

(記載禁止事項)

第五十四條 医薬品は、これに添付する文書、その医薬品又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)

に、次の各号に掲げる事項が記載されてはならない。

一 当該医薬品に関し虚偽又は誤解を招くおそれのある事項

二 第十四条(第二十三條において準用する場合を含む。以下同じ。)

又は第十九條の二の規定による承認を受けていない効能又は効果(第十四條第一項の規定により厚生大臣がその基準を定めて指定した医薬品にあつては、その基準において定められた効能又は効果を除く。)

三 保健衛生上危険がある用法、用量又は使用期間

第五十六條第二号中「又は分量」を「若しくは分量」に改め、「製造方法」の下に「又は性状若

しくは品質」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第十四条第一項の規定により厚生大臣が基準を定めて指定した医薬品であつて、その成分若しくは分量（成分が不明のものにあつては、その本質又は製造方法）又は性状若しくは品質がその基準に適合しないもの。

第七十二条の二の次に次の一条を加える。

第七十二条の三 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業者又は輸入販売業者に対して、その製造管理若しくは品質管理の方法が第十三条第二項第二号（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生省令で定める基準に適合せず、又はその製造管理若しくは品質管理の方法によつて医薬品、医薬部外品若しくは化粧品が第五十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）に規定する医薬品等に該当するようになるおそれがある場合においては、その製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

第七十四条の二第三項第一号中「第十四条の二第一項を第十四条の三第一項に、第十四条の三第一項を第十四条の四第一項に改める。

第七十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第三号」に改める。

第七十五条の二第二項中「第十四条の二第一項を第十四条の三第一項に、第十四条の三第一項を第十四条の四第一項に改める。

第七十八条第四号中「第十四条の二」を「第十四条の三」に改め、同条に次の一号を加える。

五 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者又は輸入販売業者に係る第十八条（第二

十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を申請する者。

第七十八條に次の二項を加える。

2 第十四条の二第二項（第十九条の二第四項及び第五項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により機構が行う調査を申請する者は、当該調査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を機構に納めなければならない。

3 前項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

第八十条の二第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第八十三条中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改める。

第八十六條第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 第七十二条の三の規定による業務の停止命令に違反した者（医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部改正）

第三条 医薬品副作用被害救済・研究振興基金法（昭和五十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律で「希少疾病用医薬品」とは、薬事法第二条第六項に規定する希少疾病用医薬品をいう。

第四条の二第四項中「第二十七条第二項から第四項までに規定する業務」を「第二十七条第二項第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務、同条第三項第一号に掲げる業務並びに同条第四項第一号に掲げる業務（以下「研究振興業務」という。）に改める。

第二十五条の見出しを「（役員等の秘密保持義務等）に改め、同条中「漏らし」の下に「又はその職務に関して知り得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し」を加える。

第二十七條第二項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 希少疾病用医薬品に関する試験研究に必要な資金に充ててするための助成金を交付すること。

八 希少疾病用医薬品に関する試験研究に係る指導及び助言を行うこと。

第二十七條第三項及び第四項を次のように改める。

3 基金は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 医療用具（薬事法第二条第四項に規定する医療用具をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）その他の人の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されることが又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている物の生産又は販売に関する技術のうち厚生省の所掌に係るものであつて、これらの品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するもの（医薬品技術を除く。）につき、前項第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に相当する業務

二 希少疾病用医療用具（薬事法第二条第六項に規定する希少疾病用医療用具をいう。第三十五条の二において同じ。）につき、前項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に相当する業務

4 基金は、前二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 医薬品技術等に関する試験研究の促進に關する第一条第二項の目的を達成するため必要な業務（次号に掲げる業務を除く。）

二 希少疾病用医薬品等に関する試験研究の促進に關する第一条第二項の目的を達成するため必要な業務

第四章程中第三十五条の次に次の一条を加える。

（試験研究実施者等の納付金）

第三十五条の二 基金は、業務方法書で定めるところにより、第二十七條第二項第七号の助成金の交付又は同条第三項第二号の規定による希少疾病用医療用具に係る助成金の交付を受けた者であつて、当該助成金に係る希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具に関する試験研究を行った者又はその承継人（以下この条において「試験研究実施者等」という。）から、当該希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を第二十七條第二項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項第二号に掲げる業務並びに同条第四項第二号に掲げる業務（以下「希少疾病用医薬品等開発振興業務」という。）に充ててための納付金として徴収することが出来る。

第三十八條の三第二号を次のように改める。

二 研究振興業務

第三十八條の三に次の一号を加える。

三 希少疾病用医薬品等開発振興業務

第五十一条中「研究振興業務」の下に「及び希少疾病用医薬品等開発振興業務」を加える。

第五十四条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十五条、第五十六条及び第五十八条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四条 医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法

七

平成五年四月二十一日 参議院會議録第十二号 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案

第一条第一項中「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に改め、同条第二項中「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に、「振興」を「振興するとともに、医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する調査等の業務を行い」に改める。

第二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「薬事法第二条第一項に規定する医薬品をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「医薬品が」「許可医薬品が」を「許可医薬品が」「医薬品が」に改め、同条第一項中「医薬品」を「許可医薬品」に改め、「第三項を除き」及び「(昭和三十五年法律第四十五号)」を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

この法律(次項を除く。)で「医薬品」とは、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第一項に規定する医薬品であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものの以外のものをいう。

第三条中「医薬品副作用被害救済・研究振興基金(以下「基金」を「機構」に改める。

第四条中「基金」を「機構」に改める。

第四条の二第一項中「基金の」を「機構の」に改め、同条第二項及び第三項中「基金」を「機構」に改める。

第四条の三及び第四条の四中「基金」を「機構」

に改める。

第五条第一項中「基金は」を「機構は」に、「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に改め、同条第二項中「基金で」を「機構で」に、「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に改める。

第六条第一項及び第七条中「基金」を「機構」に改める。

第八条中「基金」を「機構」に、「及び医薬品技術等」を「医薬品技術等」に改め、「開発」の下に「並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上」を加える。

第十条第三号中「及び医薬品技術等」を「医薬品技術等」に改め、「促進」の下に「並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上」を加える。

第十一条、第十三条から第十六条まで及び第二十二條から第二十六條までの規定中「基金」を「機構」に改める。

第二十七條第一項中「基金」を「機構」に改め、同条第二項中「基金」を「機構」に改め、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 行政庁の委託を受けて、薬事法第十四条の二第一項(同法第十九条の二第四項及び第五項並びに第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する調査その他医薬品の品質、有効性及び安全性の向上に関する業務を行うこと。

十 民間において行われる医薬品の安全性に関する試験その他の試験及び医薬品の使用の成績等に関する調査の実施に関し指導及

び助言を行うこと。(第八号に掲げる業務を除く。)

十一 医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報を収集し、整理し、及び提供し、並びにこれらに関し相談に応じること。(第五号に掲げる業務を除く。)

第二十七條第三項中「基金」を「機構」に改め、同項に次の一号を加える。

三 医薬部外品(薬事法第二条第二項に規定する医薬部外品をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)及び同条第三項に規定する化粧品につき、前項第九号から第十一号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に相当する業務

第二十七條第四項中「基金」を「機構」に改め、同項に次の一号を加える。

三 医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に関する第一条第二項の目的を達成するために必要な業務

第二十七條第五項中「基金」を「機構」に改め、

第二十八條第一項中「基金」を「機構」に改め、同条第二項第二号中「医薬品」を「許可医薬品」に改める。

第二十九條中「基金」を「機構」に改める。

第三十條中「基金」を「機構」に、「医薬品」を「許可医薬品」に改める。

第三十一條第一項中「規定による医薬品」を「規定による許可医薬品」に、「第二条第一項各号」を「第二条第二項各号」に、「基金」を「機構」に改め、同条第二項中「医薬品」を「許可医薬品」

に改め、同条第三項から第五項までの規定中「基金」を「機構」に改め、同条第六項中「基金が前年度において」を「機構が前年度において」に、「医薬品」を「許可医薬品」に、「原因医薬品」を「原因許可医薬品」に、「基金」を「機構」に、「原因医薬品」を「原因許可医薬品」に改める。

第三十二條から第三十八條の二までの規定中「基金」を「機構」に改める。

第三十八條の三「基金」を「機構」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十七條第二項第九号から第十一号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務、同条第三項第三号に掲げる業務並びに同条第四項第三号に掲げる業務

第三十九條から第四十七條の二までの規定中「基金」を「機構」に改める。

第四十七條の二の次に次の一条を加える。

(帳簿の記載)

第四十七條の三 機構は、帳簿を備え、第二十七條第二項第九号に掲げる業務(同条第三項第三号に掲げる業務のうち同条第二項第九号に係るものを含む。)に関し、厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、厚生省令で定めるところにより保存しなければならない。

第四十八條及び第五十二條中「基金」を「機構」に改める。

第五十五條中「基金」を「機構」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第四十七條の三第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは

帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

第五十八条中「基金」を「機構」に改める。

附則第一条第二項中「医薬品」を「許可医薬品」に改める。

附則第六条第一項から第四項までの規定及び第七條第一項中「基金」を「機構」に改める。

附則第八條第一項中「基金」を「機構」に、「医薬品(第二條第一項第一号)」を「許可医薬品(第二條第二項第一号)」に改め、同条第二項中「基金」を「機構」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は公布の日から、第二條及び第四條の規定並びに附則第三條、第七條、第八條及び第十條の規定並びに附則第十一條中厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第五條第五十四号及び第六條第五十三号の改正規定は平成六年四月一日から施行する。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の薬事法の規定によつてした処分又は手続は、同条の規定による改正後の薬事法の相当規定によつてしたものとみなす。

第三条 第二条の規定による改正前の薬事法の規定によつてした処分又は手続は、同条の規定による改正後の薬事法の相当規定によつてしたものとみなす。

(医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 医薬品副作用被害救済・研究振興基金(次条及び附則第六條において「基金」という。)は、その定款を第三條の規定による改正後の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第十四條第一項の規定に適合するように変更し、第三條の規定の施行の日の前日までに厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する定款の変更の認可の効力は、第三條の規定の施行の日から生じるものとす

る。

第五条 政府以外の出資者は、基金に対し、第三條の規定の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、第三條の規定による改正後の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第四條の三第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

第六条 基金は、その定款を第四條の規定による改正後の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(次条及び附則第八條において「新法」という。)第十四條第一項の規定に適合するように変更し、第四條の規定の施行の日の前日までに厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する定款の変更の認可の効力は、第四條の規定の施行の日から生じるものとす

る。

第七条 政府以外の出資者は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(以下この条において「機構」という。)に対し、第四條の規定の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第四條の三第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

第八条 第四條の規定の施行の際現にその名称中に医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構という文字を用いている者については、新法第五條第二項の規定は、第四條の規定の施行後六月間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の四第七項第六号中「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十一条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五條第五十四号中「医薬品副作用被害救済・

研究振興基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に改める。

第六條第四十五号の次に次の一号を加える。
四十五の二 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具の指定を行い、及び指定を取り消すこと。

第六條第五十三号中「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に改める。

審査報告書

気象業務法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年四月二十日

運輸委員長 高桑 栄松

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会の高度情報化の進展等に対応し、民間における気象業務の健全な発達を図るため、気象庁以外の者が行う予報業務に関し、気象予報士制度を創設するとともに、気象庁長官が民間気象業務支援センターを指定し、気象庁が保有する気象情報の提供を行わせる等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について遺憾なきを期すべきである。

一、改正法に関連する政省令の制定等施行の準備過程において、民間気象会社をはじめとする関係者と十分な調整を行い、その意見を反映すること。

二、気象予報士制度の導入に関しては、現在、気象業務法第十七条の許可を受けた者等の行っている気象関係業務に配慮し、新制度への円滑な移行を図ること。

三、民間気象業務支援センターが行う情報提供業務に対する料金については、気象情報の公共的性格にかんがみ、経理を公開して、関係者と協議の上、同業務の遂行に必要とされる最小限度の費用を賄うものに限ること。

四、指定試験機関及び民間気象業務支援センターの指定に当たっては、適正を期するとともに、これら機関の運営が適正に行われるよう気象庁の体制の充実を図り、指導・監督を行うこと。

五、気象情報の提供は、国民生活等に密着した重要なサービスであり、提供情報の内容の高度化には、行政において責任をもって取り組むこと。

六、民間気象業務の発達に寄与するため、気象庁は、民間気象業務支援センターに提供する情報の高度化に努めること。

七、社会の高度情報化に対応し、気象審議会答申第十八号の内容の実現に努め、気象庁においても、一般向け予報の充実を努めるとともに、気象庁を中心とする防災気象情報の高度化及び提供の迅速化を図ること。

八、我が国の果たすべき国際的役割にかんがみ、地球温暖化現象、エルニニョ現象等の諸課題の原因究明のため、国際的な協力を進めるとともに、調査・研究の拡充に努めること。

九、今後とも、気象情報提供のあり方については、十分関係者の意見を聴き、業務の高度化を図ること。

右決議する。

気象業務法の一部を改正する法律案

平成五年三月二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

気象業務法の一部を改正する法律案
気象業務法の一部を改正する法律

気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 予報及び警報(第十三条―第二十四条)」を
第三章の二 予報及び警報(第十三条―第二十四条)
第三章の三 民間気象業務支援セン

ター(第二十四条の二十七)
第二十四条の二十八―第二十四条の三十

に、「第四十三条の二」を「第四十三条の四」に、「第四十八条」を「第五十条」に改める。

第九条中「第二十七条各号に掲げるものは、同条」を「正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造(材料の性質を含む)及び性能を有する必要があるものとして政令で定めるものは、第二十七条」に改める。

第十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「足る」を「足りる」に改め、同項に次の一を加える。

三 当該予報業務を行う事業所につき、第十九条の二の要件を備えることとなつてい

第十八条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「役員が」の下に「第一号又は」を加え、同

号を同項第三号とし、同項第一号中「者が」の下に「第二十一条の規定により」を加え、「取消」を「取

消し」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一を加える。

一 許可を受けようとする者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

第十九条の次に次の二条を加える。

(気象予報士の設置)

第十九条の二 第十七条の規定により許可を受けたる者は、当該予報業務を行う事業所ごとに、運輸省令で定めるところにより、気象予報士(第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

(気象予報士に行わせなければならない業務)

第十九条の三 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務のうち現象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

第二十条の次に次の一条を加える。

(業務改善命令)

第二十条の二 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が第十八条第一項各号の一

に該当しないこととなつた場合その他第十七条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

に該当しないこととなつた場合その他第十七条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十一条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「又はこれに基づき処分」を「若しくはこの法律に基づき命令若しくはこれらに基づき処分又は許可若しくは認可に付した条件」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

第二十二条中「予報業務」の下に「の全部又は一部」を加え、「すみやかに」を「その日から三十日以内」に改める。

第三章の次に次の二条を加える。

第三章の二 気象予報士

(試験)

第二十四条の二 気象予報士になろうとする者は、気象庁長官の行う気象予報士試験(以下「試験」という。)に合格しなければならない。

2 試験は、気象予報士の業務に必要な知識及び技能について行う。

(試験の一部免除)

第二十四条の三 試験を受ける者が、予報業務その他運輸省令で定める気象業務に関し運輸省令で定める業務経歴又は資格を有する者である場合には、運輸省令で定めるところにより、試験の一部を免除することができる。

第二十条の二 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が第十八条第一項各号の一に該当しないこととなつた場合その他第十七条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十一条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「又はこれに基づき処分」を「若しくはこの法律に基づき命令若しくはこれらに基づき処分又は許可若しくは認可に付した条件」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

第二十二条中「予報業務」の下に「の全部又は一部」を加え、「すみやかに」を「その日から三十日以内」に改める。

第三章の次に次の二条を加える。

第三章の二 気象予報士

(試験)

第二十四条の二 気象予報士になろうとする者は、気象庁長官の行う気象予報士試験(以下「試験」という。)に合格しなければならない。

2 試験は、気象予報士の業務に必要な知識及び技能について行う。

(試験の一部免除)

第二十四条の三 試験を受ける者が、予報業務その他運輸省令で定める気象業務に関し運輸省令で定める業務経歴又は資格を有する者である場合には、運輸省令で定めるところにより、試験の一部を免除することができる。

(氣象予報士となる資格)

第二十四条の四 試験に合格した者は、氣象予報士となる資格を有する。

(指定試験機関の指定等)

第二十四条の五 氣象庁長官は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 氣象庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第二十四条の六 氣象庁長官は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 氣象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十

四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第二十四条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十四条の九第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十四条の七 氣象庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を氣象庁長官に届け出なければならない。

3 氣象庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(試験員)

第二十四条の八 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、氣象予報士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、運輸省令で定める要件を備える者

(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十四条の九 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び解任は、氣象庁長官の認可を受けなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を氣象庁長官に届け出なければならない。

3 氣象庁長官は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十四条の十一第一項の試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十四条の十 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第二十四条の十一 指定試験機関は、運輸省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、氣象庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 氣象庁長官は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十四条の十二 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、氣象庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に氣象庁長官に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十四条の十三 指定試験機関は、運輸省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で運輸省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十四条の十四 氣象庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第二十四条の十五 指定試験機関は、氣象庁長官の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 氣象庁長官は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十四条の十六 気象庁長官は、指定試験機関が第二十四条の六第二項各号(第三号を除く。)の二に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 気象庁長官は、指定試験機関が次の各号の二に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十四条の六第一項各号の二に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第二十四条の九第三項、第二十四条の十一第二項又は第二十四条の十四の規定による命令に違反したとき。

四 第二十四条の十一第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 気象庁長官は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(気象庁長官による試験事務の実施)

第二十四条の十七 気象庁長官は、指定試験機関が第二十四条の十五第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとき

は、第二十四条の五第三項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 気象庁長官は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてい

る試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 気象庁長官が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第二十四条の十五第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、運輸省令で定める。

(合格の取消し等)

第二十四条の十八 気象庁長官は、不正な手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験の合格の決定を取り消し、又はその試験を停止することができる。

2 指定試験機関は、前項に規定する気象庁長官の職権を行うことができる。

3 気象庁長官は、前二項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、二年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとする

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十四条の十九 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、気象庁長官に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができ

(登録)

第二十四条の二十 気象予報士となる資格を有す

る者が気象予報士となるには、気象庁長官の登録を受けなければならない。

(欠格事由)

第二十四条の二十一 次の各号の二に該当する者は、前条の登録を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十四条の二十五第一項第三号の規定による登録の抹消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

(登録の申請)

第二十四条の二十二 第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、登録申請書を気象庁長官に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、気象予報士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十四条の二十三 気象庁長官は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の二に該当する場合を除き、次に掲げる事項を気象予報士名簿に登録しなければならない。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名及び生年月日

三 その他運輸省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

第二十四条の二十四 気象予報士は、前条の規定により気象予報士名簿に登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を気象庁

長官に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第二十四条の二十五 気象庁長官は、気象予報士が次の各号の二に該当する場合又は本人から第二十四条の二十の登録の抹消の申請があつた場合には、当該気象予報士に係る当該登録を抹消しなければならない。

一 死亡したとき。

二 第二十四条の二十一第一号に該当することとなつたとき。

三 偽りその他の不正な手段により第二十四条の二十の登録を受けたことが判明したとき。

四 第二十四条の十八第一項の規定により試験の合格の決定を取り消されたとき。

2 気象予報士が前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その相続人又は当該気象予報士は、遅滞なく、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

(試験手数料等)

第二十四条の二十六 試験又は第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を国(指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

(運輸省令への委任)

第二十四条の二十七 この章に定めるもののほか、試験、指定試験機関及び第二十四条の二十の登録に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第三章の三 民間気象業務支援センター

(指定)

第二十四条の二十八 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を図ることを目的として民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、次條に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、民間気象業務支援センター(以下「センター」といふ。)として指定することができる。

一 職員、業務の実施の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

(業務)

第二十四条の二十九 センターは、第十七條の規定により許可を受けて行われる予報業務その他の民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び産業、交通その他の社会活動における気象に関する情報の利用の促進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 観測の成果、気象庁がその業務の実施の過程において作成した予報に関する情報その他の気象庁が保有する情報(以下「気象情報」といふ。)の提供を行うこと。

二 前号に掲げる業務(以下「情報提供業務」といふ。)及び気象情報の利用に関する調査及び研究を行うこと。

三 気象情報の利用に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

四 気象情報を利用する者に対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び気象情報の社会活動における利用の促進を図るために必要な業務を行うこと。

(センターへの情報提供等)

第二十四条の三十 気象庁長官は、センターに対し、情報提供業務の実施に必要な気象情報であつて運輸省令で定めるものを提供するとともに、当該業務の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(情報提供業務規程)

第二十四条の三十一 センターは、情報提供業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施方法、当該業務に関する料金その他の運輸省令で定める事項について情報提供業務規程を定め、気象庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 気象庁長官は、前項の認可をした情報提供業務規程が情報提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、センターに対し、これを変更すべきことを命ずることができ

(区分経理)

第二十四条の三十二 センターは、運輸省令で定めるところにより、情報提供業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(準用規定)

第二十四条の三十三 第二十四条の六第二項(第

一号を除く。)、第二十四条の七、第二十四条の九第一項及び第三項、第二十四条の十二並びに第二十四条の十四から第二十四条の十六までの規定は、センターについて準用する。この場合において、第二十四条の六第二項中「前条第二項」とあるのは「第二十四条の二十八」と、同項第三号中「第二十四条の十六第一項又は第二項」とあるのは「第二十四条の三十三において準用する第二十四条の十六第一項又は第二項」と、同項第四号中「第二十四条の九第三項」とあるのは「第二十四条の三十三において準用する第二十四条の九第三項」と、第二十四条の七第一項中「試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日」とあるのは「並びに第二十四条の二十九に規定する業務を行う事務所の所在地」と、同条第二項、第二十四条の九第一項及び第三項、第二十四条の十二、第二十四条の十四、第二十四条の十五の見出し及び同条第一項並びに第二十四条の十六第二項及び第三項中「試験事務」とあるのは「第二十四条の二十九に規定する業務」と、第二十四条の九第三項中「役員又は試験員」とあるのは「役員」と、「第二十四条の十一第一項の試験事務規程」とあるのは「第二十四条の三十一第一項若しくは第二十四条の三十三において準用するこの章」と、同項第二号中「第二十四

条の二十八各号の一」と、同項第三号中「第二十四条の九第三項、第二十四条の十一第二項又は第二十四条の十四」とあるのは「第二十四条の三十一第二項の規定又は第二十四条の三十三において準用する第二十四条の九第三項若しくは第二十四条の十四」と、同項第四号中「第二十四条の十一第一項の規定により認可を受けた試験事務規程」とあるのは「第二十四条の三十一第一項の規定により認可を受けた情報提供業務規程」と読み替へるものとする。

第二十六條第二項中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「第二十一條及び第二十二條」を「及び第二十條の二から第二十二條まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十條の二「第十八條第一項各号の一」とあり、及び「同項各号」とあるのは、「第十八條第一項第一号」と読み替へるものとする。

第二十七條中「左に掲げる」を「第九条の政令で定める」に改め、同条各号を削る。

第三十條第二項中「昭和三十七年法律第六十号」を削る。

第三十三條の見出しを「(検定手数料等)」に改める。

第四十條の次に次の一条を加える。

(許可等の条件)

第四十條の二 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第四十一条第一項中「第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において」に改め、「船舶」の下に「対し」を加え、同条第三項中「前項の検査」を「前二項の規定による権限」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又はセンタリの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十一条第二項中「第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において、その職員に、」その職員を派遣して」を「立ち入り」に、「検査させる」を「検査させ、又は関係者に質問させる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関又はセンタリに対し、その業務に関し、報告させることができる。

第四十二条中「前条第二項」を「前条第三項若しくは第四項に、」を「提示し」に改める。

第四十三条第一項中「調査及び」を「情報の収集及び作成、調査並びに」に改め、同条第二項中「設計、製作、検定、修理及び調整を委託する者は、運輸省令の」を「委託をする者は、運輸省令で」に改める。

第七章中第四十三条の二を第四十三条の三とし、第四十三条の次に次の一条を加える。

(経過措置)
第四十三条の二 この法律の規定に基づき命令を

制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章中第四十三条の三の次に次の一条を加える。

(運輸省令への委任)

第四十三条の四 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、運輸省令で定める。

第四十四条中「五万円」を「百万円」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

二 指定試験機関が第二十四条の十六第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員

三 センタリが第二十四条の三十三において準用する第二十四条の十六第二項の規定による第二十四条の二十九に規定する業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をしたセンタリの役員又は職員

第四十六条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「五十万円」に改め、第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加える。

三 第十九条の規定に違反して認可を受けないで予報業務の目的又は範囲を変更した者

四 第十九条の三の規定に違反して気象予報士以外の者に現象の予想を行わせた者

五 第二十一条(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者

六 第二十三条の規定に違反して警報をした者

第四十七条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「二十万円」に改め、第一号を次のように改める。

一 第二十条の二(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第四十七条第二号を削り、同条第三号中「立入」を「立入り」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「に違反して」を「による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に、「又は忌避した」を「若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした」に改め、同号を同条第四号とする。

第四十八条中「前四条」を「第四十四条、第四十六条又は第四十七条」に、「罰するの」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削り、同条を第四十九条とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十八条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又はセンタリの役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十三の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十四条の十五第一項(第二十四条の三十三において準用する場合を含む。)の規定に

違反して試験事務の全部又は第二十四条の二十九に規定する業務の全部を廃止したとき。

三 第四十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十一条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第四十九条の次に次の一条を加える。

第五十条 第二十二條(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び第二十七条の改正規定並びに第七章中第四十三条の二を第四十三条の三とし、第四十三条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第十八条第一項に一号を加える改正規定、第十九条の次に二条を加える改正規定、第二十六条第二項の改正規定(第一項第二号の下に「及び第三号」を加える部分に限る。)、第四十六条中第三号を第七号とし、第二号の次に四号を加える改正規定(同条第四号に係る部分に限る。及び附則第六条の規定は、この法律の施行の日から一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に気象庁長官がこの法律による改正前の気象業務法(以下「旧法」とい

う。第二十一条ただし書(旧法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりした旧法第十八条第一項第一号又は第二号に適合するための措置をとるべきことの命令は、この法律による改正後の気象業務法(以下「新法」という。)第二十条の二(新法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により気象庁長官がした命令とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定により許可を受けている者に対する新法第二十一条(新法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令又は許可の取消

四十三の二 予報業務の許可

気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条第一項(予報業務の許可)の予報業務の許可

(運輸省設置法の一部改正)

第七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二 第一項第百七十二号の次に次の一号を加える。

百七十二の二 気象予報士に関すること。

市ヶ谷台一号館保存運動に対する防衛庁の見解に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成五年四月五日

正敏

参議院議長 原 文兵衛殿

平成五年四月二十一日 参議院会議録第十二号

しの処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十三号の次に次の一号を加える。

許可件数 一件につき九万円

市ヶ谷台一号館保存運動に対する防衛庁の見解に関する質問主意書

現在防衛庁本庁舎の市ヶ谷移転に伴い、市ヶ谷台一号館(以下「一号館」という。)の取壊しが図られようとしている。この取壊しに対し、思想的立場は別として心ある国民の間から一号館の取壊しに反対し、保存を求める運動が起きている。

しかるに防衛庁においては、防衛庁参事官等が「市ヶ谷地区一号館保存運動について」(平成五年二月、防衛庁、「市ヶ谷地区一号館」保存問題に対する防衛庁の考え方について)(平成五年三月)と題する二つの文書を配布している。これら文書は一号館保存運動の動向について直接言及し、これに対する防衛庁の見解をまとめたものである。私は国会議員として、また日本のかつての侵略戦争の責任を永久に記録する必要性を認識する立

場から、一号館保存運動にかかわってきたがゆえに、こうした防衛庁の行為を看過することができない。さらには日本で最強の実力組織を有する防衛庁が、憲法で保障された国民の請願活動に干渉するがごときは、民主主義の根底を揺るがすものであり、政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 両文書は防衛庁が作成したものか。

二 両文書を作成した理由についてそれぞれ明らかにされたい。

三 両文書を配布した時期及び配布先についてそれぞれ明らかにされたい。

四 両文書で書かれている内容は防衛庁の公式の見解か。

五 「市ヶ谷地区一号館保存運動について」(平成五年二月、防衛庁)においては「前国会において、参議院に一号館の保存に関する請願を提出するといった活動を行っており(内閣委員事会において保留扱いとなった。)、今国会においても同様の動きがみられるところである。」という記述があり、さらに「市ヶ谷地区一号館」保存問題に対する防衛庁の考え方について(平成五年三月)においても「国会にそのための請願を提出する等の動きをみせているところである。」と記述されている。

いって監視している部署が防衛庁において存在するののか。

右質問する。

平成五年四月二十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員正敏君提出市ヶ谷台一号館保存運動に対する防衛庁の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出市ヶ谷台一号館保存運動に対する防衛庁の見解に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の文書は、防衛庁作成の「市ヶ谷地区一号館保存運動について」と題する書面及び「市ヶ谷地区一号館」保存問題に対する防衛庁の考え方について」と題する書面を指すものと考えて、これらは、いわゆる市ヶ谷地区一号館の保存問題に対する防衛庁の考え方等を説明するために同庁において作成したものであり、平成五年二月以降、説明に用いてきているところである。

なお、具体的な配布先については、相手方の立場もあること等から、答弁することは差し控えた。

五の1について

請願の内容が防衛庁の所掌事務に関連するものである場合には、同庁が一般的にその動向に関心を有するのは当然であると考えている。

気象業務法の一部を改正する法律案 質問主意書及び答弁書

平成五年四月二十一日 参議院会議録第十二号 質問主意書及び答弁書

五の2について

防衛庁は、前記一号館の保存運動を行っている関係者から、請願の提出が考慮されていることを聞いたものである。

五の3について

御指摘の部署は、防衛庁に存在しない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

本号一部
送料別
三円五角
(税別)